

## 指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和5年度）

担当部署名	飯南地域振興局地域住民課
評価対象期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
評価対象年度指定管理料	3,358,000 円

### 1. 施設の概要等

施設の概要	名称	松阪市飯南高齢者生活福祉センター
	所在地	松阪市飯南町横野870番地1
	設置目的	高齢者及び住民の福祉を増進するため松阪市高齢者生活福祉センターを設置する
	設備の概要	施設の目的を達成するため、居室（5室）、教養娯楽室、機能回復訓練室、浴室、食堂などを配置し高齢者及び住民の福祉を増進する事業を行う。 (鉄筋コンクリート造り一部二階建て・建築面積945.69㎡)

### 2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名称	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
	所在地	松阪市殿町1563番地
指定管理業務の内容		<p>(1) 飯南高齢者生活福祉センターの次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高齢者介護機能の推進に関する業務</li> <li>イ 高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業</li> <li>ウ 高齢者の生活、健康等の相談事業</li> <li>エ 高齢者の生きがいを高める事業</li> <li>オ 社会福祉関係団体の指導育成事業</li> <li>カ 高齢者の福祉増進事業</li> </ul> <p>(2) 飯南高齢者生活福祉センターの利用の許可に関すること。</p> <p>(3) 飯南高齢者生活福祉センターの利用料金に関すること。</p> <p>(4) 飯南高齢者生活福祉センターの維持管理に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く飯南高齢者生活福祉センターの管理に関すること。</p>
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	<p>(利用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教養娯楽室 : 54件 (558名)</li> <li>○健康教育指導室 : 129件 (634名)</li> <li>○厨房・食堂 : 17件 (92名)</li> </ul> <p style="text-align: right;">【合計 200件】 (1284名)</p>
	サービスの質の向上	「いー南カフェ」による居場所づくりや相談窓口等自主事業による福祉の増進を図った
	施設・設備等の維持管理	<p>施設設備の維持管理を行うため、施設の清掃業務、草刈り、施設の警備保障、空調機の保守、電気保安点検、消防設備、受水槽保守点検、自動ドア、浄化槽、浴槽ろ過装置、水質検査、ボイラー、グリストラップ、事務機器保守等の点検業務を行っている。</p> <p>(社協負担の修繕)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1階女子トイレフラッシュバルブ取替え</li> <li>・ブラインド修繕 ・中庭樹木剪定</li> <li>・畳張替え</li> </ul> <p>(行政負担の修繕)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ブラインド他修繕 ●給湯用ポンプ取替修繕 ・エネルギーモニタ設置修繕 ○照明設備LED化修繕</li> <li>●浴室タイル修繕 ●副変電設備修繕 ●外部防水修繕</li> <li>・電気配管等塗裝修繕 ・内部修繕(雨漏り 天井、壁)</li> </ul>

指定期間 平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日

(単位：円)

		事業計画	事業収支実績					
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業収支推計	収入	指定管理料	13,148,055	13,028,528	13,148,055	12,761,055	5,028,000	3,358,000
		事業収入	744,000	697,120	626,792	427,936	29,530	19,650
		前期末残	0	0	0	0	0	0
		繰入金	0	591,285	0	0	1,352,368	217,287
		計 (A)	13,892,055	14,316,933	13,774,847	13,188,991	6,409,898	3,594,937
支出	人件費	9,264,000	10,244,203	9,277,386	8,821,822	3,116,569	0	
	通常維持経費	4,063,000	3,601,814	3,780,561	3,634,490	2,364,963	2,558,828	
	その他経費	565,055	470,916	716,900	732,679	928,366	1,036,109	
	計 (B)	13,892,055	14,316,933	13,774,847	13,188,991	6,409,898	3,594,937	
収支差引額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	0	

### 3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	A	4	A
	②施設設置目的の達成度	5		4	
	③利用者数	4		4	
	④運営状況	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		5	
	⑥意思疎通	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	4		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	4	A	5	A
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	4		4	
	⑧利用者アンケートの実施	4		3	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	4	A	4	B
	②備品・什器等の保守点検	5		4	
	③修繕業務	5		3	
	④樹木・植栽等管理業務	4		3	
	⑤清掃業務	5		3	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

#### 4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p><b>【努力した点・成果等】</b></p> <p>○住民への生活等の相談窓口を設置したことで、地域住民の継続的な利用があった。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行となり、新型コロナウイルス感染症の分類見直しに伴う対策・方針の変更を行った。また、感染症対策を徹底することにより、感染の拡大を防止することができた。</p> <p>○災害や感染症流行時でも事業継続できるよう法人として危機管理体制をより強化するため、事業継続計画(BCP)を策定した。</p> <p>○地域の拠点として施設が有効活用に繋がるよう自主事業のチラシを各戸へ配布した。</p> <p>○多世代が集う居場所づくりとして「いー南カフェ」が定期開催につながった。</p> <p>○地域の方が気軽に集えるよう施設の活用に向けた整備を行った。</p>	<p><b>【評価すべき点】</b></p> <p>○地域住民が利用しやすい場を提供している</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策について、指定管理者が中心となって施設内で十分対応している</p> <p>○高齢者生活福祉センター、ふれあいセンターを活用する自主事業のPRに努めている</p> <p>○居場所づくりとしての「いー南カフェ」、高齢者の生きがいを高める事業など自主事業により地域住民の福祉増進につなげている</p> <p>○令和6年度から全館有償貸付となる準備として、より有効活用できるよう施設内の修繕、樹木の伐採等を行った</p>
<p><b>【改善すべき点】</b></p> <p>○貸館の利用を周知していくとともに住民サービスの向上と、地域交流の場として利用を促進していく。</p> <p>○施設の設備等について日々の見回りや修繕計画を作成し、進捗状況の管理にも努めていく。</p>	<p><b>【指導すべき点】</b></p> <p>令和6年度より指定管理者制度から全館有償貸付となる</p> <p>地域福祉の観点からより積極的かつ活発に、高齢者及び住民の福祉の増進に努めていただきたい</p> <p>地域ニーズに応じた自主事業の運営企画や的確かつ計画的な施設修繕、施設整備に努めていただきたい</p> <p>令和6年度より施設の屋根、外壁の修繕は市負担、それ以外は借受人負担となるため、よりこまめな点検、確認に努めていただきたい</p>
<p><b>【所属長意見（今後の方向性等）】</b></p> <p>条例に定められた指定管理者が行う業務のうち、「高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業」は令和4年4月をもって飯高と統合し、条例改正を経て、令和6年度より全館有償貸付となった。</p> <p>通所介護サービスを提供する重要かつ必要不可欠な施設であり、自主事業で行う高齢者の生きがいを高める事業など、高齢者が多く利用する施設であることから、施設の運営にあたっては利用者の安全を確保することに努め、管理を行っていただきたい。</p> <p>「多世代交流センターいいなん」としての運営に期待し、今後も施設を有効活用し、子どもから高齢者まで気軽に利用できる場所の提供、自主事業への取り組みをお願いしたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる